

消防予第246号
平成30年3月28日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号。以下「改正規則」という。）が平成30年3月28日に公布されました。

今回の改正は、糸魚川市大規模火災の事例等に鑑み、飲食店等について、消火器具を設置しなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150㎡未満のものうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。以下同じ。）を設けたものを追加したこと（令第10条第1項第1号ロ関係）。

2 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（令第10条第1項第2号及び第4号並びに第3項関係）。

第二 改正規則に関する事項

1 防火上有効な措置について

令第10条第1項第1号ロに規定する「防火上有効な措置」は、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」としたこと（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2関係）。

2 大型消火器以外の消火器具の設置基準の見直し

(1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

延べ面積 150 m²未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、消火器具の能力単位の加算を行わないこととしたこと（規則第6条第5項関係）。

(2) 消火器具の設置場所について

延べ面積 150 m²未満の令別表第1（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に設置する消火器具については、原則として、火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置しなければならないこととしたこと（規則第6条第6項関係）。

3 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（規則第6条第3項及び第5項関係）。

第三 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

平成31年10月1日から施行することとしたこと（改正令附則及び改正規則附則関係）。

2 その他の事項

今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。